

平成21年12月4日

## ご説明事項

(財)日本クレジットカウンセリング協会

1. 協会の概要
2. カウンセリング事業の特徴
3. 事業実績
4. その他

## 財団法人 日本クレジットカウンセリング協会について

### (1) 設立の目的と沿革

クレジット、消費者ローンなど消費者信用の利用者であって複数の債権者に対する返済が著しく困難な状態に陥った者(いわゆる「多重債務者」とそのおそれのある者)に対し、消費者保護の観点から公正・中立なカウンセリングを行い、その生活再建と救済を図るなどの活動をしている。

昭和62年3月、通商産業大臣の許可により、東京(新宿)に設立。平成14年4月、従来からのクレジット業界に加え、新たに貸金業界及び銀行業界の支援を得ることとなった。また、内閣総理大臣(金融庁)と経済産業大臣の監督を受けることとなった。

平成15年9月に福岡市、平成16年9月に名古屋市、平成20年3月に仙台市・広島市でそれぞれカウンセリングセンター(以下「センター」という。)を開設しており、さらに、平成21年3月に新潟市(業務開始4月)、静岡市(同5月)でセンターを開設(現在、東京を含め7センター)

### (2) 事業概要

協会のおもな事業は、①多重債務者の生活再建・救済を図るためのカウンセリングを行う事業と、②消費者信用の健全な利用に関する啓発事業の二つ

カウンセリング事業には、協会内に設置されたセンターで実施するカウンセリング(狭義)と、センターのない主要都市で臨時に開催する法律・家計相談会とがある。

カウンセリングは、カウンセラー(弁護士とアドバイザー)による面談方式で行われる。多重債務者の相談に応じて、債務の返済等に関する法律上の問題や、生活・家計管理について助言をしている。さらに、債務の引き直しによる減額や弁済条件の緩和等により弁済可能な場合には、業者と交渉して弁済計画を策定する任意整理について仲介を行っている。カウンセリングにあたる弁護士は地元の弁護士会から推薦を受けた弁護士、アドバイザーは消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員などの有資格者

カウンセリングは電話による事前予約制だが、多重債務に関連することであれば、電話による相談にも応じている。また、カウンセリングのために来所困難な遠隔地の居住者には、地元の弁護士会、法テラス等を紹介している。

以上の電話による相談、カウンセリングは、全て無料である。

また、法律・家計相談会は、その都度、開催地の弁護士会・行政当局の協力の下、実施している。相談は、各1日で予約制、無料

啓発活動としては、相談担当者向けテキストの頒布、一般向けリーフレット等の配布、講師派遣など

### 財団法人 日本クレジットカウンセリング協会 本部・事務局

所在地 〒160-0022 東京都新宿区新宿1丁目15番9号 さわだビル4階

電話番号(事務専用)03-3226-0140 URL <http://www.jcca-f.or.jp>

財団法人 日本クレジットカウンセリング協会(カウンセリングセンター)  
カウンセリング事業の特徴

1. 事業主体

内閣総理大臣(金融庁)・経済産業大臣の監督を受ける公益法人

2. 事業の目的

多重債務者に対し健全な生計を営む経済単位として、救済・生活再建を図る

3. 事業執行の基本理念

消費者保護、公正・中立

4. 事業運営

日本弁護士連合会、地元弁護士会の指導・協力の下、業務方法書・カウンセリングマニュアルに基づき実施

5. 活動の財源

消費者信用関係業界(クレジット・貸金・銀行)の賛助金(1.2億円×3)、JKA補助金

6. 事業内容

(1) 電話相談

- ・多重債務者を主たる対象とするが、消費者信用に関することなら何でも可
- ・協会が扱う任意整理相当と見込まれる案件につき、カウンセリングの予約を受け付ける外、アドバイザーが直接、疑問に答えるか、もっとも相応しい相談機関・処理機関を紹介

(2) 面接相談(カウンセリング)

- ・対象とする相談者は、原則として、次の条件を満たすこと
  - ① 債務が消費者としての利用に由来(=事業活動によるものを除く。)
  - ② 債務を返済して生活を建て直す意欲がある
  - ③ 債務を返済できる可能性がある
  - ④ 来所できる
- ・弁護士とアドバイザーが法律・家計両面から助言
- ・任意整理が可能で相談者本人が希望なら、業者との間を仲介。以後、和解・完済まで、業者から相談者への直接接点なく、協会が対応
- ・任意整理の準則(業務方法書及びカウンセリングマニュアルによる)
  - ① 利息制限法金利による引き直し
  - ② 遅延損害金、将来利息のカット
  - ③ 一括弁済または原則3年以内の分割返済
  - ④ クレジット債務については、立替払金を元金、手数料を利息とみなす。

(3) 電話相談、面接相談(任意整理を含む)は無料

7. 協会ではできないこと

- ・自己破産・個人再生・過払い金請求など、司法手続きを要する案件  
→ 地元弁護士会法律相談センターなどを紹介(ただし、特別の支援チームの場合あり)
- ・ヤミ金案件
- ・商工ローンなど事業活動による債務案件

## カウンセリング事業実績（概要）

### ○ 電話相談・問合せの状況

	(総件数)	(カウンセ リング受付)	(案内・他 機関紹介)	(相談のみ)
平成21年度上半期	3,762	934	1,574	1,254
20年度	8,070	1,805	3,836	2,429
19年度	9,947	1,431	5,608	2,908

### ○ カウンセリング（面接相談）の状況

	(受付総数)	(実施件数)	(介 入)	(弁護士会 等紹介)	(その他)
平成21年度上半期	934	870	538	206	126
20年度	1,805	1,568	1,005	357	206
19年度	1,431	1,310	769	332	209

### ○ カウンセリングを受けた相談者の主な態様（21年度上半期分）

- ・ 性 別：男性56%、女性44%
- ・ 年齢層：20代13%、30代29%、40代27%、50代17%、60代以上14%
- ・ 住宅ローンの有無：有 10%、無 90%
- ・ 相談者1人当たり債務額・債務件数（東京センターの場合）
  - 相 談 者 全 体：595万円、6.6件
  - 住宅ローンのない者：343万円、6.3件
- ・ 多重債務の要因（東京センターの場合・複数回答）
  - 男性：①生活費57%、②収入減少・失業47%、③遊興・飲食・交際38%、  
④ギャンブル28%、⑤医療・冠婚葬祭14%
  - 女性：①生活費67%、②収入減少・失業45%、③贅沢品・収入以上の買い物25%、  
④医療・冠婚葬祭24%、⑤遊興・飲食・交際19%

（備考）1. データ対象のカウンセリングセンターは次のとおり。

21年度上半期：7センター（東京、福岡、名古屋、仙台、広島、新潟、静岡）

20年度：5センター（東京、福岡、名古屋、仙台、広島）の年間分

19年度：3センター（東京、福岡、名古屋）の年間分

2. 「カウンセリングを受けた相談者の主な特徴」の項目で特にことわっていないものは、全センターの実績による。

3. 静岡センターは5か月分の実績による。（業務開始が平成21年5月） J C C A

## カウンセリングの手順

### カウンセリングの受付(多重債務ほっとラインの電話相談・問合せの中で)

電話により、カウンセリングの日時を予約  
協会から相談者に対し、あらかじめ作成する書類を郵送

カウンセリングの申し込みは、次の要件を満たす場合に受け付けます。

- ① 債務が消費者信用の利用により生じたものであること
- ② 債務が消費生活の必要から生じたものであること
- ③ 債務の弁済意思があること
- ④ 債務の減額、弁済条件の緩和などで弁済できる可能性があること
- ⑤ 本人がカウンセリングセンターに来所可能なこと

(約1週間後)

### カウンセリングの開始

予約した日時に、協会のカウンセリングセンターで、弁護士とアドバイザーが面談  
相談者の話や持参資料によって、相談者に最もふさわしい解決方法を相談・助言

#### 債務整理が必要な場合

協会による任意整理が可能で、相談者が希望する場合

協会による任意整理以外の債務整理(自己破産・個人再生など)が必要または適当な場合、過払い金の返還請求を希望する場合

相談・助言だけで足りる場合

債権者に対し、取り立て行為の中止と弁済計画の策定に必要な資料の提供を求める

相談者と話し合いながら弁済計画を策定

債権者へ提示・交渉

弁済契約の締結

弁済契約の履行  
(相談者が直接債務者に弁済)

完済  
(カウンセリングの終了)

弁護士会などを紹介  
(カウンセリングの終了)

カウンセリングの終了

任意整理の継続が困難なことが  
明らかになったとき

契約通りの履行が困難になり、  
相談者が希望する場合

再カウンセリング  
(カウンセリングの開始)

協会のカウンセリングは  
無料